

令和 8 年度

手賀沼終末処理場

No. 2 重力濃縮槽躯体補修工事

特記仕様書

千葉県手賀沼下水道事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。
3. 工事書類の作成及び提出にあたっては、千葉県が定める「土木工事書類作成マニュアル」に基づいて行うこととする。
4. 本仕様書及び本契約書等に明記されていない仕様がある場合は、発注者と協議の上、決定すること。

第 2 条 工 期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から 1 5 0 日間とする。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	3 0 日間
後片付け期間	2 0 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 $\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$	0 . 7 8
その他の作業不能日	一日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10 mm/日以上の日：39日間／年間

ロ) 8時から17時までのWBGT 値が31 以上の時間を足し合わせた日数：
8日間／年間

(少数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)

(過去5か年(2021年1月～2025年12月)の気象庁(千葉特別地域観測所)及び環境省(千葉特別地域観測所)のデータより年間の平均発生日数を算出)

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第3条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	全ての工種

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、工事中事故があったときには、直ちに必要な措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について、「土木工事書類作成マニュアル(令和8年4月)」(千葉県)記載の様式を使用し直ちに監督職員に報告書を提出すること。
3. 工事の施工は、「建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月)」(国土交通省)に従い行わなければならない。なお、発注者が指示する時は、受注者は直ちに指示された安全対策を講じること。
4. 酸素欠乏症等防止規則等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を講じなければならない。
(1) マンホール、管きょ等に出入りし、またはこれらの内部で施工を行う場

合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏等危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を、施工開始前と施工中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

(2) 施工中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督職員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。

(3) 資格を必要とする諸機械を扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ交通誘導員を配置すること。

5. 近年、全国的に集中豪雨の頻発等により、下水道管路内において急激な水位上昇のリスクが大きくなっている。このため、下表の内容を確認し、降雨が予想される場合の調査の中止や作業員の迅速な退避など、安全対策を徹底すること。

名称	局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等の安全対策の手引（案）
URL	https://www.mlit.go.jp/common/000109960.pdf

6. 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、原則として作業員全員の参加により1ヶ月あたり半日以上時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施すること。

(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育。

(2) 本工事内容等の周知徹底。

(3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底。

(4) 本工事における災害対策訓練。

(5) 本工事現場での予想される事故対策。

(6) その他、安全・訓練等として必要な事項。

第5条 建設副産物

1. 共通事項

(1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を

工事完成後 5 年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」は最終請負金額が 100 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- (2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。
- (3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設廃棄物

- (1) 本工事により発生する泥土状コンクリート殻及び有筋 Co 殻は、我孫子市日秀字堀込 230-4、片道運搬距離 3.8km の東京利根開発(株)に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第6条 段階確認

1. 受注者は、共通仕様書の定めによるものの他、以下の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。各種別の検査方法は、「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（令和5年3月版）」（※以下、「防食技術マニュアル」という）に基づき行うこと。

なお、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員と協議の上、定めるものとする。

種別	細別	確認時期	確認項目
劣化部除去工	除去完了時	「防食技術マニュアル」	外観、除去後の状態、コンクリートの表面強度
断面修復工	断面修復完了時		外観、接着強さ、施工厚さ
防食工（塗布型ライニング工法）	防食被覆完了時		外観、接着強さ、施工厚さ
防食工（シートライニング工法）	防食被覆完了時		表面状態、継目部の状態、充填剤の充填程度

2. 段階確認は該当工種の出来形確認及び技術的確認を行うものであり、給付の対象とはしない。

第7条 交通安全管理

受注者は、作業現場、作業用地内の整理整頓に留意し、特に不良材はすみやかに撤去すること。また、作業用地には立ち入り禁止等により、危険防止に努めること。車両資材を保管する場合においては、周辺環境に留意すること。

第8条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ①調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ②調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第2章 材 料

第9条 使用材料

使用材料については、図面および数量算出表によるものとする。

第10条 使用材料の確認

1. 材料の使用にあたっては、その外観および品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。
2. 品質証明の方法については共通仕様書・施工管理基準に準拠して行い、監督職員の承認を得ること。
3. 上記以外でも監督職員の指示する材料については、監督職員の指示する方法により検査を受けなければならない。

第 3 章 施 工

第 1 1 条 工事概要

本工事は手賀沼終末処理場の No. 2 重力濃縮槽の防食修繕を目的とする。主要な工事の内容は次のとおりである。

工 事 箇 所	我孫子市相島新田（手賀沼終末処理場内）
工 事 概 要	No. 2 重力濃縮槽防食被覆工 A=270 m ² 流出ピット再構築工 1 式

第 1 2 条 事前調査

受注者は工事着手前、本工事の工事対象施設について十分な調査確認(中性化試験、鉄筋探査も含む)を行い、その結果について監督職員へ報告すると共に、設計図書との錯誤等が認められる場合は、必要に応じて協議すること。

第 1 3 条 既存コンクリート改修工

受注者は、施工前に既設コンクリートの腐食状況を部位別に調査し、過年度の調査と合わせ、補修の設計・施工に必要な基礎データを把握し、本設計内容と異なる場合、事前に発注者に報告し協議するものとする。
調査の標準的な項目は「防食技術マニュアル 4.2」に準拠する。

第 1 4 条 劣化部除去工

1. 劣化部除去工は超高压水(240MPa 程度)を用いて既設躯体のコンクリート表面の劣化部を物理的に除去し、健全なコンクリートを得ることを目的として行う。
超高压水洗浄にて施工困難な箇所については、部分ハツリにて劣化部を完全に除去すること。
2. 劣化部除去により生じた粉塵・ホコリ等は、高压水(10MPa 程度)にて洗浄、清掃すること。劣化部除去後の健全なコンクリート面の要求性能は、以下の表の通りとする。

劣化部除去工 要求性能

劣化部除去工	コンクリートの外観状態	骨材のゆるみ・浮きがないこと。 ひび割れ・漏水・その他補修工事に支障を及ぼす欠陥がないこと。	目視・打診
	劣化部除去後の状態	監督職員の指示する箇所でフェノールフタレインが赤色に呈色すること。	フェノールフタレイン法
	コンクリートの表面強度	監督職員の指示する箇所で引張り強さが平均 1.5N/mm^2 以上であること。	接着強さ試験による

第 15 条 断面修復工

1. 断面修復工は劣化部除去工後、元の断面に修復し、既設コンクリート躯体と一体化させることにより、構造物の機能性及び耐久性を確保するとともに防食被覆工に適した被覆素地面を形成させることを目的とする。
2. 劣化部除去工にて除去した部分の修復を行う。断面修復工の修復厚さは、図面に示す。
3. 断面修復工に使用するセメントモルタル及びポリマーセメントモルタルは、「防食技術マニュアル」に基づく品質規格を満足しなければならない。

第 16 条 防食被覆工

1. 防食被覆工は、施設コンクリートを腐食環境から遮断し、コンクリートの劣化を長期に防止することを目的とする。防食被覆工には、品質性能に適合することが公的試験機関で証明された材料及び工法を使用すること。また、当該施設は躯体コンクリートが湿潤状態で高湿度環境下の施工となるため、湿潤接着性に優れ、高湿度環境下で所定の施工品質が得られる工法・材料を選定する。
2. 防食被覆工の施工仕様：塗布型ライニング工法の施工仕様（D 種）、防食被覆工の施工方法と管理方法については「防食技術マニュアル」に基づき行う。
3. 防食被覆工の施工仕様：成形品後張り型シートライニング工法の施工仕様、防食被覆工の施工方法と管理方法については「防食技術マニュアル」に基づき行う。
4. 防食被覆工法において所定の性能を得るためには、その全体工程を通じて適切な施工管理が行われ、各工程の品質が確保する必要があるため、「防食技術マニュアル」に準拠し、技術者を配置すること。

第 4 章 そ の 他

第 17 条 設計図書

設計図書については、契約後速やかに電子データで受注者に貸与する。

- (1) 図 面：CAD データ (SXF(P21Ver. 2)CAD 製図基準に準拠)
- (2) 数量総括表：P D F データ
- (3) 特記仕様書（施工条件の明示含む）：Microsoft WORD データ

第 18 条 工事完成図

工事完成図を下記により作成すること。

- (1) CAD データ (SXF(P21Ver. 2)CAD 製図基準に準拠)
- (2) 出来形（実測値）を記入すること。レイヤは監督職員と協議する。

第 19 条 特例監理技術者の取り扱い

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は千葉県内の工事でなければならない。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項

- (1) ～ (8) の事項について確認できる書類を提出すること。
3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切に工事实績情報サービス (CORINS) への登録を行うこと。

第20条付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・ 該当する(副本登録する) ・ 該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・ 該当する ・ 該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・ 該当する ・ 該当しない
第2-4条	難工事の指定	・ 該当する ・ 該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・ 該当する ・ 該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・ 該当する ・ 該当しない
第2-7条	快適トイレ	・ 該当する ・ 該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・ 現場閉所による週休2日工事 ・ 週休2日交替制工事 ・ 該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・ 発注者指定型 ・ 発注者指定型以外 ・ 該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・ 該当する ・ 該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・ 該当する ・ 該当しない